

令和6年度

施政方針

伊佐市長

令和6年度の市政運営に関する所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

1 はじめに

令和2年1月に国内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、市民生活は様々な制約の中で営まれてまいりましたが、昨年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられたことを機に、多方面に渡る活動がコロナ禍前の水準に戻ろうとする動きが見られるようになりました。政府においても、この機を千載一遇のチャンスととらえ、デフレ完全脱却のための総合経済対策を打ち出し、国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた企業等における供給力の強化を図ることとしています。

本市においても、国の動向を注視しながら、GX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）への取組や、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、防災・減災・国土強靱化の取組を推進し、農林水産業の振興をはじめ、様々な分野での取組を継続しながら、これまでの停滞ムードを打ち破っていかねばなりません。

令和2年11月30日に市長に就任してから、3年2か月が経過し、令和6年度はいよいよ1期4年間のまとめの年となります。防災行政無線の市全域への設置や、新庁舎建設など大型事業を着実に進めるとともに、本市が安定的な行政運営を行うための行財政改革を推し進めながら、市民の皆様の生活を守ってまいります。

市民の皆様が笑顔にあふれ、一人ひとりが幸せを感じることでできるまちとなるよう、市民の皆様と一体となって、しっかりと取組を進めてまいります。

2 主要施策等の概要

あらゆる世代の皆様が、いつまでも住み続けたい、暮らしたいと思えるまちづくりの取組の主なものについて、総合振興計画基本構想に掲げる施策体系に沿って説明申し上げます。

基本目標1は、「笑顔で創る明るいまち」です。

地域の基礎組織である自治会や校区コミュニティ協議会における地域活動では、防災や見守り、子育て支援や健康づくり、地域教育など多方面で多くの方々にご活躍いただいております。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられた現

在では、地域活動において様々な動きが再開され始めており、今後も地域の主体的な活動が活発になるよう引き続き支援してまいります。

人権啓発の推進については、人権に関する市民意識調査を実施し、全ての人びとがしあわせに暮らせるよう理解と認識を深める取組を強化するとともに、人権相談、法律相談等において適切な相談対応を図ります。

併せて、男女共同参画に関する市民意識調査も実施し、全ての人がお互いを尊重し合い、多様な価値観を認め合える社会の構築に向けた啓発を進めます。

基本目標 2 は、「安心して子育てができるまち」です。

子育て支援については、児童手当の所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降3万円とする内容の拡充を令和6年12月支給分から実施します。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置及び身近な子育て支援の場(子育て支援センター)による包括的な相談機能の整備を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における児童発達支援の中核的役割を担う「子ども発達支援センターたんぽぽ」の機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における発達支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。

放課後児童健全育成事業に関しては、特にニーズの高い大口小学校区の児童の放課後支援について検討し、また、菱刈子育て支援センターで訪問支援を開始するなど子育て支援の充実を図ります。

これらに加え、市内の産婦人科で受けられる産後ケアメニューを拡充し、より身近な地域で安心して産み育てられる環境を構築するとともに、結婚・妊娠・出産・子育てを希望される方へ寄り添った取組を推進してまいります。

基本目標 3 は、「郷土を愛し、豊かな心を育むまち」です。

全ての子どもたちの可能性を引き出すための取組の一つとして、地域の身近な景観を切り口として、各校区の魅力や課題についてSDGsの観点からの総合的な学習の時間における探究を行い、その成果として教育版マイクラフトを活用して3D(立体)化するなど、ICT教育の充実を図ってまいります。

また、乳幼児から小学校への就学、その後の進学・進路等、それぞれの段階、時期における子どもたちへの支援のあり方について、新たに行政・大学・医療機関の三者が連携して情報を共有し多面的な支援を進め、特別支援教育の充実を図ってまいり

ます。

昨今、児童生徒の抱える問題は、複雑化・多様化してきており、教職員をはじめ教育相談員、スクールソーシャルワーカー等がそれぞれの専門性を生かし、日頃から児童生徒が相談しやすい体制を整備するとともに、登校できない児童生徒の居場所づくりを行い、困り感のある保護者への支援も充実させながら、福祉、医療等の関係機関との連携を密にし、家庭への切れ目ない支援を行います。

このほか、教職員が授業などの教育活動に十分注力できる環境の整備や、理科室などの特別教室の整備に取り組みます。

社会教育については、市民の多様なニーズに対応した生涯学習講座の開設を行い、生涯学習機会の充実に努めます。

人権教育については、すべての人びとがしあわせに暮らすために、人権感覚あふれる共生社会の実現に取り組みます。

家庭教育や青少年教育については、学校・家庭・地域が一体となって青少年の健全育成を推進するとともに、「伊佐さわやかあいさつ運動」を市内の主な事業所に展開し、明るく元気なまちづくりに取り組みます。

図書館においては、利便性の向上に努めるとともに、街中にオープンした図書館臨時窓口の定期的なイベントを通じ、商店街を利用する市民も巻き込み、読書活動の推進を図ります。

文化財事業については、文化財の適正な保存活用に努め、市民が郷土の文化財に親しむ環境づくりや周知を行い、併せて郷土芸能の伝承・振興に努めます。

文化芸術については、市文化協会や各関係団体と連携し、文化芸術活動を行っている団体等の発表機会の確保や、活動状況などの情報提供に努めるとともに、多くの市民が身近なところで、幅広いジャンルの文化芸術に触れることができるよう、自主文化事業を企画開催してまいります。

スポーツについては、市スポーツ協会や各関係団体と連携し、競技力向上の推進と、スポーツ推進月間におけるスポーツに親しむ機会の提供や、スポーツ合宿の誘致により交流人口の増加を図り、地域活性化につなげてまいります。

また、体育施設を安心安全に利用できるように、安全対策と環境整備に努めてまいります。

基本目標 4 は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」です。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、校区コミュニティなど身近な場での「元気度アップ・ポイント事業」をはじめとする介護予防活動や住民主体の通いの場の充実など、高齢者の地域社会参加による効果的な介護予防の取組を展開

するとともに、切れ目のない医療と介護の連携、「生活支援体制整備事業」などによる住民相互の支え合いによる地域づくりの後方支援など、介護予防と生活支援ニーズの一体的な取組を進めます。

また、認知症の人やその家族に対する理解や支援の輪が広がるよう、児童生徒を含む市民を対象とした認知症サポーター養成講座のほか、認知症予防講演会や「脳の健康チェック、出張相談会」の実施など、幅広い世代の方に認知症予防に対する関心を持っていただけるよう啓発してまいります。

さらに介護サービスの適切な提供のために事業者との連携や介護人材確保の取組を進めます。

健康的な生活のためには、食事、運動、休養のバランスが重要であるため、健康に関する相談・教室などで、食の大切さに関する意識向上や、運動習慣を身に付ける動機付けなどの支援を行い、市民の主体的な健康づくりにつなげてまいります。併せて、特定健診や各種検診の受診率向上に努め、病気の早期発見、早期治療を推進し、生活習慣病の発症、重症化予防のための支援を実施します。

地域医療については、関係機関と連携し、診療科の維持、医療人材確保に努めるとともに、休日や夜間でも市民が安心して受診できる医療体制の確保を図ります。

国民健康保険については、被保険者数の減少や、一人当たり医療費の増加等により厳しい財政状況が続いていることから、収納率向上などの収入確保対策の強化や医療費適正化等の取組を行い、計画的、段階的に財政健全化に取り組んでまいります。

また、令和5年度から取り組んでいる「高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業」を継続し、健康寿命の延伸を目指す取組を推進します。

新型コロナウイルス感染症は、昨年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けられたことで、個人や事業者の主体的な選択を尊重した基本的感染対策を基本とすることとなり、それに伴い令和5年度末でワクチンの特例臨時接種は終了します。今後は、国の予防接種基本方針に沿って、予防接種法上の位置付けを考慮した定期接種実施について検討してまいります。

身近な地域においては、市民の自助、互助の意識の醸成を図りながら、地域共生社会の実現に向けた取組を継続するとともに、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、校区コミュニティ協議会などの関係機関と相互に協力しながら、重層的な支援体制の構築を図ります。

基幹相談支援センターについては、増加する地域課題に対し、専門職による丁寧な相談対応を行ってまいります。

また、生活に困窮している市民に対しては、その状況に応じた対応や自立の助長を行いながら、不安の解消と安心できる暮らしを支援します。

基本目標 5 は、「活力ある産業と賑わいのあるまち」です。

農業においては、伊佐米をはじめとする品質の高い農産物の生産に関係機関等と連携して取り組み、伊佐産品のブランド化を推進してまいります。また、「食料・農業・農村基本法」の改正を見据えた農業振興策や、将来の農地利用方針を定める「地域計画」の策定について、着実に取り組んでまいります。

地域の担い手などへの農地の集積化や集約化をはじめ、農業用機械の導入や根深ねぎなどの重点作物の生産を推進することにより、安定的で収益性の高い経営体の確保を図り、併せて、新規就農者に対し、農業技術や機械導入などソフト、ハードの両面から支援することにより、持続的で安定的な農業経営を支援してまいります。

生産基盤である農地や農道などに関して、計画的な整備や適正な維持管理を推進し、地域における共同作業による農業用施設の保全管理や長寿命化などの取組に対する支援を継続して実施してまいります。

畜産においては、国等の補助事業を活用した施設・設備の整備により経営規模拡大を支援することで、市内飼養頭数の維持に努め、併せて、優良種雌牛の地域内保留により市場価値の高い子牛の生産を推進し、魅力ある地域畜産の振興に努めます。

また、国内各地で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病に関して、畜産農家の防疫対策の徹底を図り、関係機関と連携した侵入・感染拡大防止の取組に努めてまいります。

鳥獣被害対策では、猟友会との連携を密にし、鳥獣被害防止計画に基づく捕獲や侵入防止柵の設置などにより農林作物の被害防止を図るとともに、ジビエ等の普及啓発にも取り組んでまいります。

環境保全の取組に関しては、家畜排せつ物などの資源リサイクルによる有機肥料の利用を促進し、化学肥料の低減定着により環境にやさしい生産体制の構築に努めます。

林業については、林業従事者の雇用拡大等の取組への支援を行うなど担い手となる人材の確保・育成を促進するとともに、森林施業の集約化を図りながら、計画的な間伐や再造林等の森林整備を一層推進し、多様で健全な森林づくりに努めるとともに、森林所有者と林業経営者をつなぐ森林経営管理制度の円滑な推進を図ります。

また、防災・減災対策のほか、路網整備や高性能林業機械の導入による安定的な供給体制づくりを強化し、里山地域の特性を生かした森林づくりを進め、環境の保全に努めてまいります。

商工業においては、商工会と連携した創業セミナーや、専門家による商品開発、販路開拓、パッケージデザイン等の磨き上げのサポートを継続して実施するとともに、屋台村やもみじバルなどの民間イベントへの支援を行いながら、地域の活性化を図

ってまいります。

また、立地企業や事業所等と連携を密にし、雇用の維持はもちろん、増設等の投資に向けた取組を行いながら、操業1年を迎えようとしている「サンキョーミート株式会社」や、「株式会社サイコックス」の操業に向けた支援等に注力するとともに、県の企業立地懇話会等を通して企業誘致の取組を進めてまいります。

地域産業の振興においては、新たな地域産品の創出の気運を高め、地域活性化に繋がるよう支援するとともに、ふるさと納税返礼品の内容の充実や、伊佐市ファンの獲得に努め、併せてふるさと会の支援を行い、交流の促進を図ります。

人材確保においては、市内企業を中心とした合同企業説明会を継続して開催するとともに、新たに高校生向け企業見学会などに取り組んでまいります。

観光においては、大型クルーズ船などの観光客の本市への誘導を進め、国内外からの観光客が訪れるよう、関係団体と連携し振興を図ってまいります。

また、インバウンドの誘致や経済効果に繋がるよう、国際交流を深めてまいります。

各観光施設やキャンプ場の誘客については、民間活力を活かして集客に努め、国・県・周辺自治体と連携して、効果的な観光客誘致とPR活動を継続してまいります。

地方に住みテレワークを中心にした就業を行う人々が増えるなど、生活スタイルの変化は年々加速しています。自らの生き方や暮らし方を都市部から地方へ求める方々への対応として、子育てや教育において、自然豊かで住みやすい伊佐市の環境を生かし、幅広い世代に対応した移住・定住の推進を継続してまいります。

首都圏での移住・定住PRの取組を引き続き行うとともに、空き家・空き店舗バンクの内容充実を図り、移住体験住宅を活用しながら移住希望者の多様なニーズに応えるよう努めてまいります。

伊佐を知ってもらい、伊佐を好きになって選んでもらえるよう取組を継続してまいります。

基本目標6は、「安全、安心な住みよいまち」です。

公共交通については、高齢化、過疎化が進む中、地域基盤としての重要性が高まっています。地域公共交通利便増進計画をもとに、将来を見据えた効率的な公共交通体系の整備とその利用促進を図り、社会活動、消費活動の活発化により、地域力の維持・向上につなげてまいります。

また、市内交通事業者と連携し、公共交通網の適正な維持のため、乗務員の育成、確保に引き続き努めてまいります。

公共インフラにおいては、頻発する大規模災害からの教訓を受けて「防災・減災、国土強靱化」への対策がますます重要となっています。

道路や橋梁、河川環境については、国や県、関係団体と一体となり計画的に必要な補修・整備を進め、気候変動による気象災害や環境の変化に伴う影響を最小限に止めるよう、適切な安全管理と被害防止に努めるとともに、長寿命化計画に基づき公共インフラの安全性の確保を引き続き図ってまいります。

環境保全については、全国的な課題となっている適切な管理が行われていない空家等の対策や、合併処理浄化槽への転換の推進に取り組むとともに、ごみ分別の徹底やごみの減量化などについての取組を引き続き推進し、安全で快適に暮らせる良好な生活環境の整備に努めます。

水道事業においては、現在、見直しを行っている伊佐市水道事業経営戦略に基づき、布設後40年以上経過した老朽管の迅速な更新に取り組み、公共の福祉向上と収益性の確保を両立させつつ、安全で良質な水の安定的な提供に努めます。

土地利用においては、都市計画基礎調査等により「まち」の状況を把握し、住民意見を反映した具体性があるまちづくりの将来ビジョンを検討し、地区別の望ましい市街地像を示すとともに、地域別の課題に応じた都市計画に関する基本的な方針を定めてまいります。

災害等の緊急時の対応としては、引き続き地域や消防団と一体となり市民の防災意識の高揚を図りながら、緊急速報メールの配信登録を促すとともに、市内全域をカバーする防災行政無線の整備を実施します。

また、特殊詐欺、消費生活に関する被害の防止のための啓発や相談体制の充実に引き続き努めてまいります。

交通安全キャンペーン等を通して、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転に不安を抱える高齢者等の運転免許の自主返納を促す取組の効果を検証しながら、ガードレール等の交通安全施設や区画線の整備、通学路の安全対策の強化に計画的に取り組む、安全で安心な暮らしの充実に努めてまいります。

次に、ここまで説明しました事業展開と一体となって取り組む「行財政改革」の概要について、説明申し上げます。

年々、多様化、細分化してきている市民ニーズに対し、機動的な対応をするためには、継続して行財政改革に取り組む、安定的な行政運営を行う必要があります。

官民連携を進めながら、公共施設の効率的な管理運営に努め、社会情勢や行政課題の変化に対応するため、事務事業の見直し、組織機構の見直し等を継続して実施するとともに、地域におけるデジタルデバイド対策の継続や行政手続のオンライン化など自治体DXに取り組む、市民の利便性の向上を図るとともに、業務の効率化を進め、持続可能な行政運営に努めてまいります。

併せて、新たに導入する伊佐市公式ラインにより、市民の方々のニーズに応じた情報提供など、きめ細やかな行政情報の発信に努めてまいります。

3 最後に

令和6年度の市政運営に当たり、鹿児島県が生んだ偉大な成功者である稲盛和夫先生の言葉を引用させていただきます。

先生の著書の中に「災難や苦難に遭ったら、嘆かず、腐らず、恨まず、愚痴をこぼさず、ひたすら前向きに明るく努力を続けていく。これから将来、よいことが起きるためにこの苦難があるのだと耐え、与えられた苦難に感謝する。よいことが起きれば、驕らず、偉ぶらず、謙虚さを失わず、自分がこんなよい機会に恵まれていいのだろうか、自分にはもったいないことだと感謝する。」という言葉があります。

日々を過ごしていく中で、良いこともあれば悪いことも起こります。このことは、個人の生活だけではなく、会社経営にも、行政運営においても当てはまると思います。

ただいま御紹介しました稲盛和夫先生の考え方を念頭におきながら「夢ある伊佐」のために失敗を恐れないチャレンジ精神を持ち続け、今に最善を尽くし、精力的に前に進んでいきたいと思っております。

改めて市民の皆様への御理解と御協力をお願いいたしまして、令和6年度の施政方針といたします。